

お知らせ

**総合支所の休日日直業務等の
廃止について**

4月1日から、総合支所の休日日直業務及び夜間宿直業務を廃止しました。

このことにより、今まで総合支所で行っていた土・日曜日、祝日、年末年始等の戸籍届出(出生届、死亡届、婚姻届、離婚届等)の預かり、火葬許可証等の発行、電話対応は、市役所本庁での受け付けとなりました。

ご不便をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問 本庁 総務課庶務・法制 G

☎52-1111 内線317

**市から発送する納付書の様式が
変わります**

市のシステム変更により、平成27年度から順次発送する市税等の納税通知書・納付書等の様式が変わります。すでに発行している納付書は、そのままご利用いただけます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

問 本庁 税務徴収課徴収推進室

☎52-1111 内線237・238

公共下水道公共汚水ます設置申請について

公共下水道の管渠整備がお済みの地区で、新築住宅地化のために公共汚水ますの設置を希望する方は、下水道課に申請をする必要があります。申請から設置までは、標準工事で3か月の期間を要しますので、早めの申請をお願いします。

問【料金・負担金に関すること】下水道課庶務 G

【工事に関すること】下水道課公共下水道 G

☎53-7250 FAX52-0256

献血のお願い

茨城県赤十字血液センターの移動採血車による献血を実施します。現在輸血用血液が不足し、輸血医療に支障をきたすおそれがあります。皆様のご協力をお願いします。

○5月の予定

日	時	場 所
5/11(月)	9:30～16:00	常陸大宮市役所

問 茨城県赤十字血液センター ☎029-243-5121

H・P <http://ibaraki.bc.jrc.or.jp/index.html>

かがやき 健康推進課健康推進 G ☎54-7121

就学援助制度について

【就学援助費】

経済的理由により、就学が困難な児童または生徒の保護者の方に対し、市がその必要な費用を援助します。

○該当する方

市内の小中学校または中学校に在籍している児童生徒の保護者で、生活保護法による保護を受けている方またはそれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方

※ひとり親世帯への支援制度ではありません。

○援助する項目

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、PTA 会費、児童生徒会費、クラブ活動費等

※限度額があります。

○申込方法

お子さんの在籍先学校へご相談のうえ申請してください。

【特別支援教育就学奨励費】

特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて、市がその必要な費用の一部を援助します。

○該当する方

市内の小中学校または中学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者の方。ただし、就学援助費を申請する方は、該当になりません。※所得要件があります。

○援助する項目

学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等

※限度額があります。なお、学用品費は、領収書(コピー可)が必要となりますので保管しておいてください。

○申込方法

お子さんの在籍先学校へご相談のうえ申請してください。

問 教委 学校教育課学務 G

☎52-1111 内線334 FAX53-6502

